

京都市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 10 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局の庶務を担当する課長の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 4 号とし、第 9 号から第 12 号までを 4 号ずつ繰り上げ、第 13 号及び第 14 号を削り、同項第 15 号中「100,000 円」を「500,000 円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 16 号を削り、第 17 号を第 10 号とし、第 18 号を第 11 号とする。

別表第 1 課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項中第 15 号を第 23 号とし、第 6 号から第 14 号までを 8 号ずつ繰り下げ、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 7 号を加える。

- (7) 1 件 100,000 円以下の支出決定に関する事。
- (8) 旅費の支出決定に関する事。
- (9) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料その他定例的な経費の支出決定に関する事。
- (10) 1 件 100,000 円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (11) 自動車重量税の支出決定に関する事。
- (12) 1 件 100,000 円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (13) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表第 1 課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の

項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する  
こと。

別表第1課長,副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の  
項中「課長,」の右に「総務事務センター長,」を加える。

別表第1担当課長及び課を置かない室に置く課長の項中「及び課」を「,課」に改  
め,「置く課長」の右に「及び職員研修センター次長」を加える。

別表第2総務事務センター準備課長の項中「総務事務センター準備課長」を「総務  
事務センター長」に改める。

#### 附 則

この訓令は,平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)